中央区こどもすくすくえがおプラン

わくわく子育て ~みんなで育てる未来の力~

中央区子ども・子育て支援事業計画

中間報告 (素案)

平成 26 年 10 月



目 次

第1:	章 計画の策定にあたって	. 1
1	計画策定の経緯	. 1
2	計画の位置づけ	. 5
3	計画の期間	. 7
4	計画の策定体制(中央区子ども・子育て会議の設置)	. 7
5	調査の実施	. 8
第2	章 計画の基本的な考え方	. 9
1	子ども・子育て支援法の目的・基本理念	. 9
2	子ども・子育て支援法に基づく基本指針	10
3	中央区における子育て支援についての基本的な考え方	11
4	計画の基本理念	12
5	計画の方向性	12
6	施策の方向性及び体系	13
7	子ども・子育て支援新制度の概要	15
第3	章 中央区の乳幼児人口・出生状況及び子ども・子育て支援の現状	19
1	中央区の乳幼児人口・出生状況	19
2	子ども・子育て支援の現状(平成 26 年 10 月現在)	23
第4:	章 子ども・子育て支援の取組	40
方向	i性 I すべての子どもの健やかな育ちを支援します	
1	母と子の心身の健康づくり	40
2	生きる力をはぐくむ教育体制の推進	45
3	地域における子どもの育ちと放課後対策	48
方向	可性Ⅱ すべての家庭の子育て支援を充実します	
1	幼児期の教育・保育環境の整備	55
2	多様な子育て支援サービスの提供	61
3	専門的知識・技術を要する支援	70
4	子育て世帯への経済的支援	77
方向	同性Ⅲ 地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します	
1	地域における家庭教育の推進	79
2	地域・社会全体で子育てを推進	82
3	相談支援体制の整備	88
第5	章 主な事業の量の見込みと確保方策	90
1	教育・保育提供区域の設定	90
2	教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	91
3	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	93
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	105

第6章	5 子ども・子育て支援に関連する施策の取組	120
1	幼児期の学校教育・保育の一体的提供(就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性)	121
2	育児休業後の保育施設等の円滑な確保	127
3	児童虐待防止対策	130
4	ひとり親家庭の自立支援の推進	134
5	障害児施策の取組	138
6	特別支援教育の充実	142
7	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	144
第7章	5 計画の推進	147
1	計画の推進体制	147
2	計画の進捗状況の管理(実施状況等の点検・評価・計画の見直し)	147

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の経緯

○国の少子化対策と子ども・子育て支援に関する取組

わが国の少子化問題は、平成2年の合計特殊出生率が 1.57(1.57 ショック)を記録したこ とを契機に、少子化が社会全体の深刻な問題として認識され始めたことに端を発します。

その後、平成6年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプ ラン)をはじめ、平成 11 年には中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少 子化対策推進基本方針」を策定し、以後、「新エンゼルプラン」、「仕事と子育ての両立支援策 の方針について(平成13年7月閣議決定)」に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育て と仕事の両立支援を中心として、子どもを生みたい人が生み育てやすいようにするための環境 整備に力点を置いて、様々な対策が講じられてきました。

さらに平成 15 年7月には、急速な少子化の進行が今後のわが国の社会経済全体に極めて深 刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、改めて政府・地方公共団 体・企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要である との認識の下「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律により、次世代を担 う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、男性を含めた働き方の見直し、仕事 と子育ての両立の推進、保育サービスの充実、子育てを支援する生活環境の整備など地方公共 団体及び企業における平成 17 年4月から平成 27 年3月までの 10 年間の集中的・計画的な取 組を推進するための行動計画の策定が義務づけられました。

しかしながら、平成17年には初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出 生率は 1.26 の過去最低を記録するなど、少子化の進行に歯止めはかからず、従来の対策のみ では少子化の流れを変えることはできなかったことを深刻に受け止めた上で、少子化対策の抜 本的な拡充、強化、転換を図る必要性が生じました。国は平成 18 年6月、少子化社会対策会 議で決定した「新しい少子化対策について」を踏まえ、出産費用の負担軽減や子育て家庭への 支援と地域の子育てサービスの充実など新たな少子化対策を打ち出しました。

さらに、平成 19 年 12 月には、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するために何 が必要であるかに焦点を当て、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2点 を「車の両輪」として進めていく必要があるとする「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 がとりまとめられました。

このように「1.57ショック」以後、国は少子化対策としてさまざまな計画の策定や対策を講 じてきましたが、状況が好転するような兆しは見られず、目に見える成果を上げられなかった のが実情です。そこで国は、子どもが主人公 (チルドレン・ファースト)、少子化対策から子 ども・子育て支援への転換、仕事と生活の両方を調和という視点で、子どもと子育てを応援す る社会をめざす「子ども・子育てビジョン(平成 22 年1月閣議決定)」を策定するとともに、 「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援の ための包括的・一元的なシステムの検討を始めました。

その結果、核家族化の進行、待機児童問題、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、これからの日本には、子どもを産み、育てやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが必要であるとの結論に至りました。

こうした状況を受け、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されるとともに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法の一部改正法)」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)」が制定されました。以上の「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなりました。

加えて、平成 26 年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が 10 年間延長され、 地方公共団体及び企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続してい くことが規定づけられました。

子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- ●急速な少子化の進行
- ●結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ・独身男女の約9割が結婚意志を持っており、希望子ども数も2人以上
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- ●子ども・子育て支援が量・質ともに不足
- ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- ●子育ての孤立感と負担感の増加
- ●深刻な待機児童問題
- ●放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ●M字カーブ (30歳代で低い女性の労働力率)
- ●子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り
- ●地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の 総合的な提供



保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

〇中央区における取組

中央区においては、昭和 30 年代以降、高度成長に伴う業務機能の一極集中や核家族化が進行し、都心から郊外への人口流出などが要因で、毎年2,000人を超えるペースで人口が減少し、学校の統廃合や伝統あるコミュニティの崩壊を招きかねない事態となりました。

そこで、昭和63年1月に「都心に人が住めるようにしよう」を合言葉に、「定住人口回復対策本部」を設置し、区役所内はもとより、区議会、区民と一体となって人口回復に向け、「遠・高・狭」を打開すべく総合的な取組を推進してきました。若年者や子育て世帯を対象とした住宅施策の展開、区立認可保育所の新設・改築や私立認可保育所等の運営支援など保育環境を充実させるとともに、一時預かり保育や病児・病後児保育など、多様な子育て支援事業を実施してきました。

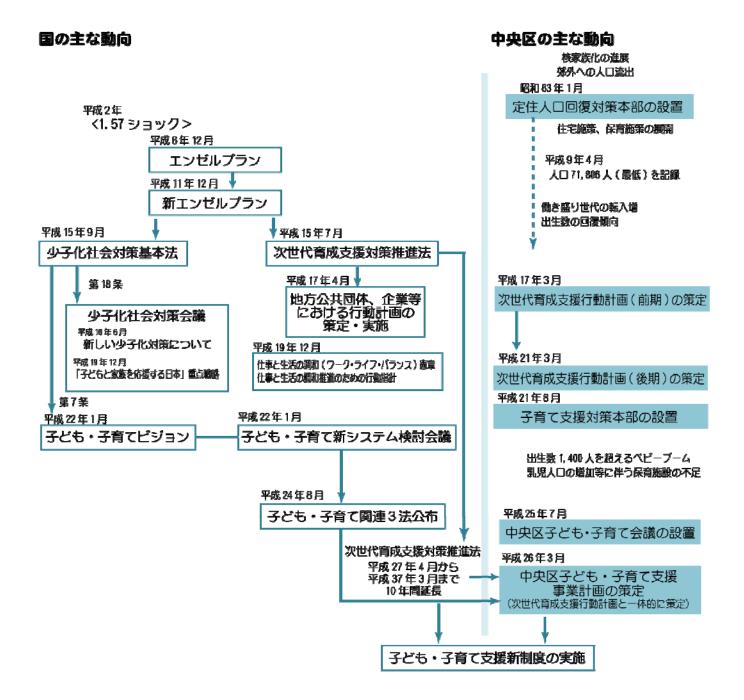
その結果、平成9年の71,806人を底として、平成26年では1.7倍の129,349人となり、着実に子育て世代の転入が増え、同時に出生数、子どもの数も増えました。合計特殊出生率は平成19年に1.0台を回復して以降増加し、平成25年には1.29となるとともに、出生数は平成22年から3年連続で出生数が1,400人を超え、平成25年には1,694人、平成26年度は9月末で1,347人に達し、この10年間で乳幼児人口が約2倍に増えました。

本区においては、平成 17 年 3 月に策定した保健医療福祉分野の総合計画である「第二次中央区保健医療福祉計画」のなかに「次世代育成支援行動計画」を取り込み、総合的な子育て支援策を展開してきました。さらに乳幼児人口の増加等を受け、保育ニーズの高まりに対応すべく保育所待機児童ゼロをはじめとした子育て支援に全庁を挙げて取り組み「子育てナンバーワン」を実現するため、平成 21 年 8 月に子育て支援対策本部を設置しました。

このような計画的な事業実施や子育て支援対策の体制強化のもと、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成15年には13園(定員1,276名)であった認可保育所を平成26年では29園(定員2,674名)に増設し、1,398名の定員拡大を図りました。また、多様な就労形態に対応するため、ゼロ歳児の保育時間拡大や午後7時半まで預かる延長保育の区立保育園全園での実施、さらには急な残業等に柔軟に対応できるよう1日単位で延長保育が利用できる「スポット利用制度」を実施するとともに、午後10時までのスポット夜間保育を区立京橋こども園で初めて実施するなど、様々な保育サービスの充実を図ってきました。

また、地域における子育で支援事業として、地域の身近な場所で利用できるよう子育で交流 サロン「あかちゃん天国」を増設したほか、小学校就学後の放課後や夏休みなど保護者の就労 などにより家庭で適切な保護育成が受けられない児童を預かる「学童クラブ」を区内全児童館 で実施してきました。

このように、多様な子育て支援策の拡充を進めてきましたが、引き続き乳幼児人口の増加に伴う保育ニーズの高まりへの対応や、核家族化や地域のつながりの希薄化によって子育て家庭の育児不安や孤立化を解消する必要がある等、様々な課題に対応が求められています。今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、都心中央区にふさわしい子育て支援策のさらなる拡充が必要とされています。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度実施に向け、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援施策を中心に、母子保健、教育、ワーク・ライフ・バランス等の取組を総合的に推進する「中央区子ども子育て支援事業計画」を策定します。



2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、これまでの次世代育成支援行動計画を引き継ぐものとして、次世代育成支援行動計画と一体的に策定します。

また、本計画は、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画であり、上位計画である「中央区基本計画 2013」をはじめ、関連する区の計画等との整合性を図りつつ策定しています。

子ども・子育て支援法(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

<計画の位置づけ>

中央区基本構想 ※中央区と区民のまちづくり憲章、中央区における総合的かつ計画的な行政運営の指針 <中央区の将来像>

生涯躍動へ 都心再生一個性が生きる ひととまち



中央区基本計画2013 (10 年後の中央区) ※基本構想を実現する長期総合計画

<5つの柱>

1 災害に強い 都心のまちづくり

2 子どもが輝く子育て・教育のまちづくり

誰もが安心して子どもを産み、喜びをもって育てることができる 子育て・教育のまちを実現する

- 3 すべての人々の健康と高齢者の生きがいのあるまちづくり
- 4 地球にやさしい水と緑のまちづくり
- 5 歴史と先進性を生かしたにぎわいのあるまちづくり



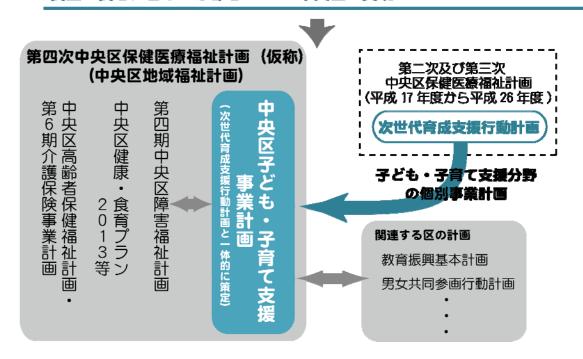
※福祉保健分野の個別計画の策定

第四次中央区保健医療福祉計画(㈱)

(10年後の中央区の保健医療福祉計画)
※計画期間平成27 (2015) 年度から10年

<基本理念>

区民一人ひとりのいのちと尊厳が守られ、生涯にわたっていきいきと健康で、 安全・安心に暮らせる都心のまち・中央区の実現



3 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成 17~26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度~
①次世代育成支援行動計画						
前期・後期計画	1					
②子ども・子育て支援事業計画	計画	期間(1)	と②を一位	体的に推進		
①と②を一体的に策定			中間年に おける 見直し	>		

4 計画の策定体制(中央区子ども・子育て会議の設置)

「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として規定されました。

本区においても、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、公募による 区民代表や子育て支援事業者、学識経験者などの以下の構成員からなる「中央区子ども・子育 て会議」を平成25年7月に設置のうえ、平成25年8月に第1回会議を開催し、区長より調査 審議の依頼を受けました。これまで7回「中央区子ども・子育て会議」を開催し、ここでの審 議内容を踏まえ、本計画を策定しています。

会長	学識経験者	1人
会長職務代理者	<i>II</i>	1人
医療関係者	各医師会代表	2人
子育て支援事業者	私立保育所等運営主体代表	1人
子育て支援事業従事者	保育園長(区立・私立)・幼稚園長・小学校長	4人
子育て当事者(区民公募)	保護者又は子育てに関心を持つ者	3人
団体関係者	民生•児童委員協議会各地域代表	3人
<i>''</i>	子育て支援関係団体等代表	1人
区職員	福祉保健部長・教育委員会事務局次長・保健所長	3人
計		19人

子ども・子育て支援法(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議 会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理 すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理 すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し 必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 調査の実施

本計画の策定にあたり、幼児期の学校教育及び保育の施設、地域の子ども・子育て支援事業等の「需要見込み量」の設定に必要な現在のサービスの利用状況及び今後の利用希望(潜在的ニーズ)等を把握するため、平成25年10月に「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」(以下「ニーズ調査」という。)及び「中央区ひとり親家庭実態調査」を実施しました。調査結果について集計・分析を行い、平成26年3月に「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査報告書」「中央区ひとり親家庭実態調査報告書」としてまとめました。

■調査方法

調査種別	対象者	抽出方法	実施方法
		住民基本台帳より計画3地域、年 齢、男女比を均等に無作為抽出	郵送による
ひとり親家庭実態調査	11.0亩台成土当(台成土当) 受验者	悉皆(ただし、ニーズ調査の対象者として抽出された者を除く)	配布•回収

■回収結果

調査種別	対象者	配布数	回収数	有効回収率
利用希望把握調査	就学前児童(0~5歳)の保護者	2,520	1,634	64.8%
(ニーズ調査)	小学校児童(小1~小6)の保護者	1,512	856	56.6%
ひとり親家庭実態調査	児童育成手当(育成手当)受給者	712	386	54.2%

第2章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援法の目的・基本理念

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社 会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもは、親、保護者が育むことが基本ですが、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることや、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを生み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められていることからも、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが社会の役割となっています。

また、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、 地域における創意工夫を生かしつつ、就学前の子どもに対する教育・保育や、保護者に対する 子育て支援の総合的な提供を推進する必要があります。

このような背景を受け、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育事業等への給付(地域型保育給付)の創設等を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととなりました。

その中でも特に本計画の根拠となるべき子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) の目的および基本理念については、以下のように定められています。

子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する という基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全て の構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健 やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ 効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)において、子ども・子育て支援の意義について以下のように示されています。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋

「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」より

- ◇ 子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。
- ◇ 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。
- ◇ 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- ー 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境 | より
- ◇ 子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 二 子どもの育ちに関する理念」より
- ◇ 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、 幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な 発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯 定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」より
- ◇ 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

3 中央区における子育て支援についての基本的な考え方

子育て支援法、同法に基づく基本指針、中央区基本計画 2013、第三次中央区保健医療福祉計画の考え方を踏まえ、中央区における子育て支援についての基本的な考え方を以下のとおりとします。

中央区基本計画2013

誰もが安心して子どもを産み、喜びを持って育てることができる子育て・教育のまちの実現(10年後の中央区<5つの柱>より)

第3次中央区保健医療福祉計画

- 子どもは、次代を担う地域の「宝」であり、子どもたちが健やかに育ち、豊かな心を育み、元気に明るく輝いていける地域社会の実現が求められている。
- 次代を担う子どもたちが、豊かな心で、元気に明るく輝いていくためには、保護者の子どもを育てていく力、すなわち「親力」が重要であり、その強化のための子育て家庭への支援が必要である。



子育ち、子育て、親育ちの観点からの基本的考え方

子育ち

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の 安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における子ども同士の関わりや基本的な生きる力の 獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存 在として認められることが必要です。このような子どもが自己肯定感をもって育まれる環 境の整備を進めていくことが重要です。

子育て

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保障される、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。そのためには乳児、幼児、学齢期などの特性を踏まえて、発達段階に応じた質の高い教育・保育や適切な子育て支援が提供されることが必要です。

また、子どもは次代を担う地域の宝であり、子育て支援は未来への投資として社会全体で取り組むべき重要な課題です。

親育ち

家庭は子どもの成長における出発点です。しかしながら、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、親、保護者において子育てに喜びや幸せを感じながら、子育てを経験することを通じて保護者自身も親として成長する「親育ち」を感じられるような温かな家庭がつくられることが大切です。

4 計画の基本理念

子育て支援についての基本的な考え方を基に、基本理念を以下のように設定します。

子どもの最善の利益が尊重され、 子育てに喜びや生きがいを感じることができ、 地域で安心して子育ち・子育てができる環境が整備された、 子どもも親も輝く社会の実現

5 計画の方向性

計画の理念を実現するために、次の3つを計画の方向性として、子育て支援施策を展開します。

方向性

すべての子どもの健やかな育ちを支援します

子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、妊娠・出産期から切れ目のない心身の健やかな成長の支援を通じて、すべての子どもがいきいきと輝く育ちの支援施策を推進します。

方向性 II

すべての家庭の子育て支援を充実します

子育ての基礎となるすべての家庭を支えるため、幼児期の教育・保育の量・質の向上、 身近な地域で多様な子育て支援が受けられる環境づくりを進めていきます。また、障害 や虐待など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭 の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの安全と発達が保障されるよ う、総合的な施策を進めていきます。

方向性 III

地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

学校や地域、企業、行政等のさまざまな立場の者が、社会の一員として共に子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力を高めていけるよう応援し、保護者が子どもと向き合える環境づくりを推進します。

◎…「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において計画の任意記載事項として規定されている事業 ○…●◎以外で、第三次保健医療福祉計画から引き継ぐ事業または新規掲載事業 6 施策の方向性及び体系 ○母子保健教育(プレママ教室、パパママ教室) ○予防接種、任意予防接種の費用助成 ●妊婦健康診査 ○食育の推進 基本理念 方向性 ●乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導) ○子どもの事故予防対策 母と子の心身の健康づくり ○平日準夜間小児初期救急診療および休日応急診療所等運営 ○乳幼児健康診査 ○乳幼児健康相談(フリー乳健) 地 方向性! 域 ●教育・保育の一体的提供(就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性) で 子 すべての子どもの ○確かな学力の向上 ○特別支援教育の充実 生きる力を育む教育体制の推進 سع ○豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の充実 安 健やかな育ちを ○健康な体をつくる教育の充実 心 も 支援します の ○保育所での地域交流事業 ○文化のリルーの実施 最 て ●放課後児童健全育成事業(学童クラブ) ○少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成 地域における子どもの育ちの 子 善 ○放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」) ○少年少女スポーツ教室 支援と放課後対策 の ○児童館運営 ○スポーツ少年団 利 ○児童館でのボランティア活動の推進 ち 益 が 子 ●小学校・幼稚園の計画的な増改築の実施 ●保育施設の整備 ●地域型保育事業の導入 ◎育児休業後の保育施設等の円滑な確保 幼児期の教育・保育環境の整備 尊 育 ○児童館運営(再掲) ●利用者支援に関する事業(利用者支援) 重 て ●時間外保育事業(延長保育事業) ○乳幼児クラブ さ が ●幼稚園預かり保育 ○育児支援ヘルパー れ で ●放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲) ○緊急一時保育援助事業 き ○放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)(再掲) ●病児・病後児保育 方向性Ⅱ 多様な子育て支援サービスの提供 ●子育て短期支援事業(子どもショートステイ) る ●多様な主体の参入促進事業 子 すべての家庭の ●一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業 ○子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談 環 育 子育て支援を ●地域子育で支援拠点事業(子育で交流サロン「あかちゃん天国」) ○教育相談・子ども電話相談 境 て ○親子講座(子育て講座、絵本の読み聞かせ等)の開催 充実します が に 喜 整 ◎児童虐待防止対策 ◎ひとり親家庭の自立支援の推進 ◎障害児施策 ○子どもの発達相談・指導 75 ●養育支援訪問事業 ○ひとり親家庭相談・女性相談 専門的知識・技術を要する支援 ●要保護児童対策地域協議会 ○特別支援教育の充実(再掲) も さ ○児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 生 れ た き ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○子どもの医療費助成 ○認証保育所保育料助成 子育て世帯への経済的支援 が 子 61 ○地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催 を 子育てキャンパス ・入園・入学準備期の学習会 ·報告·交流会 地域における家庭教育の推進 も 感 •家庭教育学習会 ・父親の子育て参加促進事業(おやじの出番!) じ も 親 る ◎仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ●地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)(再掲) 方向性Ⅲ も こ ○育児中の保護者の社会参加応援事業 ●放課後児童健全育成事業(学童クラブ)(再掲) ○子育て支援講座 ○放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)(再掲) 輝 ٢ 地域の中で、 ○母子保健教育(プレママ教室、パパママ教室)(再掲) ○児童館運営(再掲) が < 家庭の子育て力を ○文化のリレーの実施(再掲) ○乳幼児クラブ(再掲) 地域・社会全体で子育てを推進 社 で 高めていけるよう ○少年リーダー養成研修会の実施および ○児童館でのボランティア活動の推進(再掲) 会き 応援します 地域におけるリーダーの育成(再掲) ◎児童虐待防止対策(再掲) の ○保育所での地域交流事業(再掲) 実 ●ファミリー・サポート・センター事業(再掲) 現 ○乳幼児健康相談(フリー乳健)(再掲) ○ひとり親家庭相談・女性相談(再掲) 相談支援体制の整備 ○子どもと子育て支援の総合相談、相談員による児童館巡回相談(再掲) ○子どもの発達相談・指導(再掲) ○教育相談・子ども電話相談(再掲)

●…「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において計画の基本的記載事項として規定されている事業

7 子ども・子育て支援新制度の概要

(1)新制度の全体像

新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利と して保障するために、子どものための教育・保育給付制度が導入されます。

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業などを利用した場合、その費用に関し、 公費から給付が受けられるようになります。

また、子どものための現金給付である児童手当は、中学校に入る前までの児童に対して現金で手当てされるものです。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業であり、就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭を対象に地域の実情に応じて実施される事業です。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、区が子ども・子育て支援制度の実施主体となり、地域のニーズに応じた量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ事業計画を作成し、計画的に教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施します。

新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

(小学校に入る前までの子対象)

施設型給付

(幼稚園・保育所・認定こども園)

地域型保育給付

- (小規模保育・家庭的保育
- ·事業所内保育·居宅訪問型保育)

子どものための現金給付

(中学校に入る前までの子対象)

児童手当

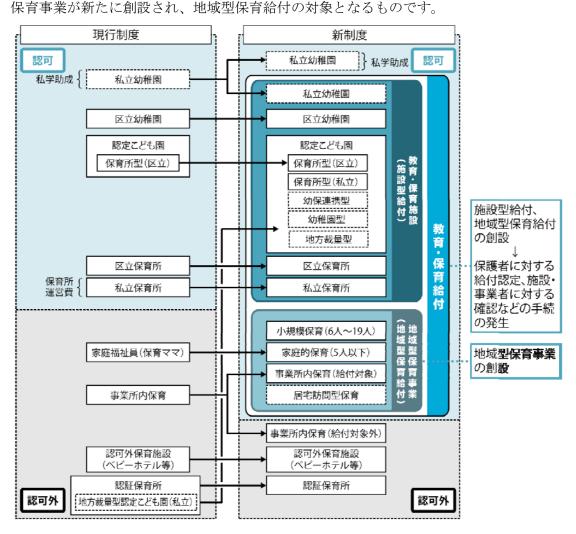
地域子ども・子育て支援事業

- 1) 利用者支援に関する事業(利用者支援) <新規>
- 2) 時間外保育事業(延長保育事業)
- 3) ①放課後児童健全育成事業(学童クラブ) ②放課後子供教室(「子どもの居場所」プレディ)*
- 4) 子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)
- 5) 幼稚園預かり保育
- 6) 一時預かり保育、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 7) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)
- 8)養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資 する事業
- 9)地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)
- 10) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)
- 11) 妊婦健康診査
- 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13) 多様な主体の参入促進事業

※区独自事業

(2) 現行制度と新制度の比較

現在、本区にある幼稚園、認可保育所は給付対象施設として新制度に移行します。認証保育所は東京都が独自に認証した認可外保育施設であり、新制度の給付対象とはなりません。また、新制度では、区が条例等で定めた基準を満たす事業者を認可する0~2歳児を対象とする地域型保育事業が始まります。これは、区の家庭福祉員制度が家庭的保育事業として移行するとともに、定員数が19人以下の小規模保育事業や居宅訪問型保育事業、事業所内



※ 一部の私立幼稚園や事業所内保育などは、新制度に移行しない場合があります。

給付対象施設(教育・保育施設)

	施設種別	内容
幼稚園 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設		
	保育所(定員20人以上)	就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設
	認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

地域型保育事業

事業種別	内容
家庭的保育事業(定員5人以下)	保育者(保育ママ)がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数を対象にきめ細かやな保育を行う事業
小規模保育事業(定員6人~19人)	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行う事業
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行う事業(地域枠を設けることが給付対象の条件)
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

(3) 給付対象の施設利用にあたって

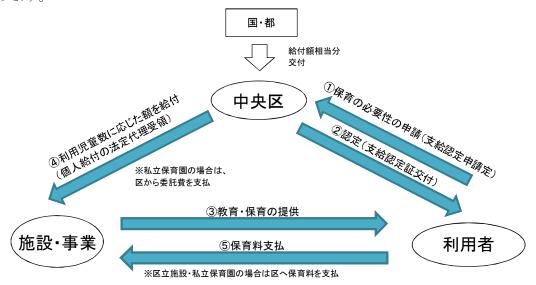
給付制度のしくみ

給付の対象となる教育・保育施設や地域型保育事業を利用するにあたり、子どもの年齢や 保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けることが必要になります。

利用者は保育の必要性の申請(支給認定申請)を区に対して行い(下図①)、それに基づ いて区が認定(支給認定証交付)(下図②)を行います。

認定を受けた利用者が、給付の対象となる施設や事業者から教育・保育の提供(下図③) を受けたとき、区から利用児童数に応じた額を給付(下図④)される仕組みとなります。

給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、 施設・事業者が保護者に代わり給付を受け取る仕組み(個人給付の法定代理受理制度)とな ります。



認定の3つの区分

教育・保育給付の対象施設や事業を利用する子どもについて3つの支給認定区分が設けら れます。

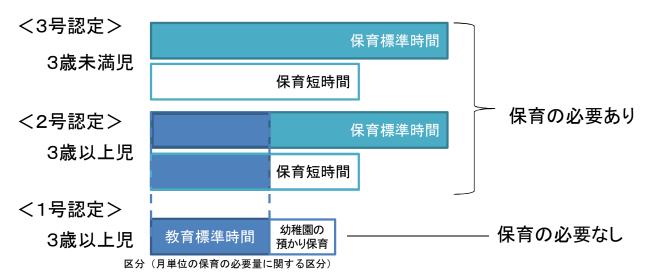
認定区分	認定基準	対象となる子ども	保育の必要量 に応じた区分	利用できる主な施設等
1号認定	教育標準時間 認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	_	幼稚園 認定こども園(短時間保育)
2号認定	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などの事由により、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育)
3号認定	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾 病などの事由により、 <u>保育を必要</u> <u>とする</u> 子ども	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園(長時間保育) 地域型保育事業

※ 教育標準時間外の利用については、幼稚園預かり保育事業の対象となる。

保育の必要量に応じた区分

保育を必要とする2号認定・3号認定こどもについては、保護者の就労状況などの保育を必要とする事由に応じ、1日あたり11時間までの利用に対応する「保育標準時間」と、1日あたり8時間までの「保育短時間」のいずれかに区分されます。

また、1号認定こどもについては、1日あたり4時間程度の教育課程に係る「教育標準時間」の利用となります。幼稚園によっては、保護者の希望により、教育標準時間を超えて預かり保育を実施する園があります。



保育標準時間:両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの

1 か月あたり平均 275 時間 (212 時間超 292 時間以下)、1 日あたり 11 時間までの利用に対

応するもの

保育短時間:両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの

1 か月あたり平均 200 時間 (最大 212 時間)、就労下限時間は1 か月 48 時間~64 時間 (中

央区は月48時間) 1日あたり8時間までの利用に対応するもの

教育標準時間:1日あたり4時間程度の教育課程に係る時間

利用申込・認定の流れ

教育標準時間の利用となる1号認定と、保育を必要とする2・3号認定の場合の利用申込と認定の流れは以下の通りとなります(平成27年4月入園希望者)。

